

わがまちの農業をもっと元気に！



市では、将来にわたり豊かな食生活を守り、農業や農村が元気であり続けるために、「担い手の育成」、「安心・安全で白石らしい農林物の生産」、「地産地消」をキーワードに、皆さんと共に考え、共に行動し、共に汗を流すことのできる農業振興を進めています。本年度新たに当市独自の農業振興策として、次の3事業をスタートさせましたので、その概要をお知らせします。

農林課 ☎22-1353

▲麦の播種作業の様子（八宮農業生産組合）

1 地域農業いきいき推進事業

地域の立地条件を活かした特色ある農林業の展開や、「地産地消」など、地域農業を活性化させる活動に対し補助金を交付して、集落営農の組織化などを促進します。

市では、市内すべての地域で意欲を持って取り組もうとする農業者・農業者を支援します。

【対象となる事業】

- 産地拡大推進型
新たな農林産物の導入・継続、地産地消、グリーンツーリズムを実施し、産地拡大と地域農業を発展させる事業

●集落環境保全型

集落などが取り組む環境保全事業や、有害鳥獣による農作物被害が深刻化している集落が取り組む被害防止機械などの整備

●集落営農促進型

平成19年度から実施される品目横断的経営安定対策に対応するため、集落営農を促進させる事業

【補助率（50万円を限度）】

- ソフト事業
補助対象事業費の2分の1以内
- ハード事業
補助対象事業費の3分の1以内

事業を活用した事業を開催 体験イベント「不忘オータムフェスタ」

10月15日、福岡八宮不忘地区にあるグリーンパーク不忘で地域農業いきいき推進事業に採択された「不忘オータムフェスタ」が開催され、多くの皆さんが南蔵王の自然を満喫しました。

不忘地区の3世帯の酪農農家などでつくる「不忘元気の会」が中心となり、地域の皆さんも協力して開催されたこのオータムフェスタでは、子牛や生まれたばかりの子ヤギなどとのふれあいコーナーやバターづくりの体験コーナーなど、酪農環境を活用したイベントが盛りだくさん行われ、訪れた人たちは深まりつつある秋の不忘での一日を楽しんでいました。

また、高原野菜や蔵王の自然の恵みのキノコなどの販売も行われ、訪れた人たちは秋の味覚を買って求めています。



▶大自然の下、親子でバターづくりを体験

2 農業担い手育成資金利子補給補助事業

地域農業の中核となる意欲と技術のある市内の農業担い手に対し、農協が行う農業担い手育成資金の融通を円滑にするため、農協に対し利子の一部を補給して、安定した農業経営体の育成を図ります。

【対象となる資金など】

●農業担い手育成資金

ほかの制度資金に該当せず、農機具、果樹植栽育成、家畜購入、農地取得などに必要な費用に充てるため、みやぎ仙南農業協同組合が融資を行う資金

●貸付金額

- ・生産組織
50万円～2,500万円
- ・認定農業者など
50万円～1,500万円

●貸付期間（償還期間）

10年以内（据置1年以内）

●貸付利率

基準金利に2分の1を乗じて得た利率（基準金利が3%を下回るときは、年1.5%）

【補助率など】

●利子補給率

基準金利から貸付利率を控除した率（基準金利が4.4%を上回るときは、4.4%から貸付利率を控除した利率）

●利子補給金の額

毎年1月1日から12月31日までの

期間における融資平均残高に利子補給率を乗じて得た額

【資金の借入れを希望される皆さんへ】

資金の借入をしようとする場合には、JAみやぎ仙南白石地区本部、市農林課、農業委員会事務局などへご相談ください。

3 農用地利用集積奨励事業

農用地の流動化および面的集積を促進するため、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を設定した借り手農業者および貸し手農業者に奨励金を交付して、効率的かつ安定的な農業経営および総合的な地域農業の確立を推進します。

【対象となる事業】

●農用地利用集積計画に掲載された賃借権の契約締結

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権（※1）を、5年以上設定した借り手農業者（※2）および貸し手農業者（※3）に奨励金を交付します。

なお、田の利用権を設定して奨励金の交付を受けようとする場合は、生産調整を実施して地域とも補償および集荷円滑化対策に参加（加入・拠出）していることが要件となります。

（注）

- ※1. 農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権

●基本額

利用権の設定期間	種別	(10a当たり)		
		借り手農業者	貸し手農業者	
5年以上10年未満	新規	田	6,000円	4,000円
		畑	3,000円	2,000円
	再設定	田	3,000円	2,000円
		畑	1,500円	1,000円
10年以上	新規	田	8,000円	5,000円
		畑	4,000円	2,500円
	再設定	田	4,000円	2,500円
		畑	2,000円	1,200円

- ※2. 認定農業者および市が認める地域の中核的農業者
 - ※3. 貸し手農業者の該当面積は、1人当たりおおむね10a以上とします。
- 補助金の額
1月1日から12月31日までの期間に開始した面積に次の基本額を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）

●補助金が交付される利用権などの設定例

市内の農用地の利用権設定などの契約締結者	補助金の交付	
借り手農業者、貸し手農業者ともに市内に住所を有する場合	借り手農業者	○
	貸し手農業者	○
借り手農業者は市内に住所を有し、貸し手農業者が市内に住所を有しない場合	借り手農業者	○
	貸し手農業者	×
借り手農業者が市内に住所を有しないで、貸し手農業者は市内に住所を有する場合	借り手農業者	×
	貸し手農業者	×
借り手農業者、貸し手農業者ともに市内に住所を有しない場合	借り手農業者	×
	貸し手農業者	×



▲汎用コンバインで菜種を収穫（越河地区）